

次期「滋賀の教育大綱」および「滋賀県教育振興基本計画」の策定について

1 趣旨

- (1) 現行の「滋賀の教育大綱」および「滋賀県教育振興基本計画」については、平成30年度が終期となることから、次期大綱および計画の策定を行う。
- (2) 策定にあたっては、現行と同様に「大綱と計画を一本化」して策定を行う。

2 計画の枠組み

- (1) 計画期間

平成31年度～平成35年度（5年間）

- (2) 策定主体

滋賀県

- (3) 計画の性格

滋賀県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に推進するための中長期的な計画

3 検討の進め方

「総合教育会議」および「教育振興基本計画審議会」での議論を経て策定

4 今後の日程（予定）

平成30年5月	第1回総合教育会議
	第1回教育振興基本計画審議会（諮問）
	（答申までに4回の開催を予定）
7月	市町等から意見聴取
9月～	審議会からの答申
	第2回総合教育会議
	県民政策コメント
11月	県議会へ策定状況報告
平成31年2月	県議会へ提案
3月	議決後、策定

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

(大綱の策定等)

- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し*、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

(参考) 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）

(教育振興基本計画)

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。